

広島県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字打田六〇六の一・六一一・六一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六一三の一、六一三の二・六一三の三・六一三の八・六一六から六一八まで・六一九の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、六二〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

廃棄物処理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）